

福岡市公報

令和7年3月3日 第7125号

発行所

福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市役所

(総務企画局行政部法制課)

発行日 毎週月・木曜日

—目
告次—
示

ページ

○市道の区域の変更（第41号）…………… 1

○指定緊急避難場所及び指定避難所の指定（第42号）…………… 1

交 通 局

○福岡市交通局公文書規程の一部改正（規程第1号）…………… 2

告

示

福岡市告示第41号

市道の区域を次のように変更したので、道路法第18条第1項後段の規定により公示する。

その関係図面は、福岡市役所（道路下水道局管理部路政課）においてこの告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和7年3月3日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

路線番号	路 線 名	区 間	旧 新 別	道路の区域	
				敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
東8018	千早土井線	東区舞松原二丁目578番125地先から 同 若宮三丁目23番地先まで	旧	8.90～10.80	800.00
			新	12.00	800.00

福岡市告示第42号

災害対策基本法第49条の4第1項及び第49条の7第1項の規定に基づき、指定緊急避難場所及び指定避難所を指定したので、同法第49条の4第3項及び第49条の7第2項において準用する同法第49条の4第3項の規定により次のように公示する。

令和7年3月3日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

1 指定緊急避難場所

地区避難場所

屋内

東区

(○：指定)

名称	所在地	対象とする異常な現象の種類				
		浸水	土砂	高潮	地震	津波
照葉はばたき公民館・老人いこいの家	東区香椎照葉六丁目5番45号	○	○	○	○	○

2 指定避難所

一時避難所

東区

(○：指定)

名称	所在地	対象とする異常な現象の種類				
		浸水	土砂	高潮	地震	津波
照葉はばたき公民館・老人いこいの家	東区香椎照葉六丁目5番45号	○	○	○	○	○

交 通 局

福岡市交通局公文書規程の一部を改正する規程を制定し、ここに公布する。

令和7年3月3日

福岡市交通事業管理者 小 野 田 勝 則

福岡市交通事業管理規程第1号

福岡市交通局公文書規程の一部を改正する規程

福岡市交通局公文書規程（平成18年福岡市交通事業管理規程第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号を次のように改める。

(5) その他電子情報処理システム 公文書の起案、整理、保存等の事務を行う機能を持つ電子情報処理システムであって、総務企画局行政部総務課長が別に定める基準を満たすものをいう。

第2条第8号中「文書管理システム」の次に「及びその他電子情報処理システム（以下「システム等」という。）」を加える。

第5条の見出し中「各システム」を「システム等」に改め、同条中「文書管理システム

及び庶務管理システム（以下「各システム」という。）を「システム等」に改める。

第7条第2項中「文書管理システム」を「システム等」に改める。

第10条第2項第3号中「各システム」を「システム等」に改める。

第14条第1項第1号中「軽易な」を削る。

第17条第3項第2号中「案内等その内容が軽易な」を「案内その他これらに類する」に改める。

第20条第1項第5号中「文書管理システム」を「システム等」に改め、同条第2項第3号中「軽易な」を「定型的な」に改め、同号を同項第4号とし、同項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) その他電子情報処理システムの管理者が様式を定めている場合（前号に掲げる場合を除く。）当該様式による起案

第20条第4項第1号中「起案用紙」を「第2項第1号に定める方法」に改め、同項第2号中「特定の様式による起案及び簡易起案」を「第2項第2号から第4号までの規定に定める方法による起案」に改める。

第25条中「文書管理システムに」を削る。

第26条中「文書管理システム」を「システム等」に改め、同条第1号中「軽易な」を「簡易起案による」に改める。

第29条第1項ただし書中「軽易なものについて」を「当該公文書の性質及び内容により文書管理者がその必要がないと判断する場合」に改める。

第37条第3項中「文書管理システムに完結日を記録するとともに、次条第1項に規定する文書ファイルに綴じ込まなければ」を「次の各号に定めるところにより処理をしなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 文書管理システムにより電子決裁を行った公文書が完結したときは、同システムに完結日を記録するとともに、次条第1項に規定する文書ファイルに綴じ込むこと。

(2) その他電子情報処理システムにより電子決裁を行った公文書が完結したときは、次条第1項に規定する文書ファイルに綴じ込むこと。ただし、これにより難い場合は、当該文書ファイルに保存場所を記録するものとする。

第37条第4項中「前項」を「前項第1号」に改める。

第42条第1項中「各システム」を「文書管理システム」に、「総務課長が」を「総務課長が、その他電子情報処理システムに記録された電磁的記録にあっては当該その他電子情報処理システムの管理者が」に、「文書管理システム」を「システム等」に改める。

第53条第2項中「それぞれのシステム」を「システム等」に、「同システム」を「それぞれのシステム等」に改める。

第55条中「文書管理システム」を「システム等」に改める。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

